

## 園芸産地再生施設緊急リース事業実施要領

### 第1 趣旨

温度・水分等の環境を制御して野菜、果樹及び花きの生産を行う施設園芸は、収益性が高いことや労働集約的であることから、新規参入や周年生産・周年雇用の拡大が期待される農業分野であるが、施設の導入に要する初期投資が大きいこと等から、近年その栽培面積が伸び悩んでいる。

さらに昨今の雇用情勢の悪化等にも鑑み、施設園芸分野における雇用の拡大と生産力の強化を効果的に図るため、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書きによる緊急対策として、施設園芸への新規参入や周年生産・周年雇用に必要な園芸施設について、農業者の初期投資負担を大幅に軽減するリース方式による導入を支援する。

### 第2 事業の取組等

#### 1 事業の取組

園芸産地再生施設緊急リース事業（以下「本事業」という。）において実施する取組は以下のとおりとする。

##### (1) 園芸施設リース事業

施設園芸への新規参入や周年生産・周年雇用に必要な園芸施設について、事業実施主体がリース契約（リース物件の賃貸に関する契約で、別表1に定める事業対象者と事業対象者が導入する事業対象施設の貸借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間又はリース事業者から事業対象施設のリースを受け、非営利目的で事業対象者に転貸する者（以下「転貸人」という。）を含めた3者間で締結するものをいう。以下同じ。）を締結する際のリース料の一部を助成する。

##### (2) 推進事業

(1)の円滑な実施に資するため、リース事業者から事業対象施設のリースを受けた転貸人が、事業対象者に当該施設を転貸する場合の事務処理等について必要な経費を助成する。

#### 2 事業の成果目標

成果目標の内容は、別表2に掲げるとおりとする。

#### 3 目標年度

目標年度は、平成23年度とする。

#### 4 事業実施主体

本事業は事業対象者およびリース事業者の2者又は転貸人を含めた3者が共同で実施するものとする。

なお、リース事業者は債務超過でないものとする。

#### 5 対象品目

本事業の対象品目は野菜、果樹及び花きとする。

## 6 事業の対象施設

本事業の対象施設は、施設園芸への新規参入や周年生産・周年雇用に必要な以下の施設とする。ただし、本事業を通じた導入以前に利用されたものは対象としない。

(1) 周年栽培高温抑制型温室（35m/s 以上の風速若しくは 30kg/m<sup>2</sup> 以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものであり、かつ、換気装置等空調装置を装備するものとする。また、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壤消毒装置、多目的細霧冷房施設、照明装置等の内部施設を装備できるものとする。ただし、当該温室を既に有している場合は、複合環境制御装置、自動カーテン装置、地中暖房兼土壤消毒装置、多目的細霧冷房施設、照明装置等周年栽培の導入に必要な、光や温度条件を制御する内部施設のみを導入することができるものとする。)

(2) 先進的省エネルギー加温システム（①ハイブリッド加温設備（従来の石油燃料焚き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備（木質バイオマスを燃料とする加温設備をいう。）を組み合わせたものに限る。但し、石油燃料焚き加温機は、補助対象外）、②木質バイオマス利用加温設備）

## 7 不正行為に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう命ずることができるものとする。

## 第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

## 第4 事業実施等の手続

### 1 事業実施計画の策定

(1) 事業実施主体は別記様式第 1 号により、要綱第 4 の事業実施計画を作成し、原則として事業対象者が所在する都道府県を所管する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所を經由して農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ）に提出するものとする。

また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

(2) 事業実施主体は、事業実施計画を提出する場合はあらかじめ関係市町村及び都道府県に対して指導・協力を求め、事業の実施に係る調整に努めるものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じ報告を求めることができるものとする。

(4) 要綱第4の4の事業実施計画の重要な変更は次に掲げるものとする。また、その手続は(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

## 2 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画が次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(1) 取組の内容が、本事業の目的に沿っていること。

(2) 導入を予定しているリース対象施設が、成果目標の達成に直結するものであること。

(3) 導入を予定しているリース対象施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること。

(4) 施設の規模及び能力が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと。

## 3 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

なお、本事業においては、本事業に係るリース契約の締結をもって、事業に着手したものとする。

(2) 本事業について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第2号）により、地方農政局長等に届け出るものとする。

(3) (2)により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(4) (2)により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 4 管理運営

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、関係書類の整備等において適切な措置を講じるように、十分に指導監督するものとする。

## 第5 事業実施状況の報告等

### 1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の地方農政局長等が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式第3号により翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。また、事業対象者は、本事業において導入した園芸施設のリース期間中にある場合は、当該施設について、当初の目的に沿った適切な利用に努めなければならない。

### 2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

## 第6 事業の評価

### 1 事業実施主体による自己評価

事業実施主体は要綱第9の1の規定により、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により作成した評価報告書を、目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

### 2 地方農政局長等による事業評価

#### (1) 点検評価

ア 地方農政局長等は、報告を受けた評価報告書の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、事業実施計画等と整合を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、適正に評価されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指示するものとする。

ウ 地方農政局長等は天災等外部的な要因により、事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

#### (2) 総合評価

地方農政局長等は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度や事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

#### (3) 評価結果に基づく指導等

ア 地方農政局長等は、事業実施計画書に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合においては事業効果が十分に発揮されるよう、当該事業実施主体に

対し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。

この場合において、事業実施主体は、さらに2年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

イ 地方農政局長等（生産局長を除く。）は、報告を受けた事業評価及び評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年の10月末日までに生産局長に報告するものとする。

### 3 事業評価検討委員会

- (1) 生産局長は本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会において、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。
- (2) 2の(3)の報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。
- (3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果について検討を行い、意見を述べるができる。
- (4) 生産局長は事業評価検討委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

## 第7 事業の実施基準等

- 1 園芸施設リース事業については2分の1以内を補助率とし、また、補助金の額については、次の算式によるものとする。

「補助金の額」＝「リース物件価格（税抜き）」×1/2以内

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合またはリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、その補助金の額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、その補助金の額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「補助金の額」＝「リース物件価格（税抜き）」

×（「リース期間」／「法定耐用年数」）×1/2以内

「補助金の額」＝（「リース物件価格（税抜き）」－「残存価格」）

×1/2以内

- 2 本事業の対象となるリース契約は、次に掲げる内容に合致するものに限るものとする。

- (1) リース料総額から補助金を差し引いた額によりリース料を支払うものであること。

また、当該リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、事業実施計画の内容と同一であること。

- (2) リース期間は、4年間から法定耐用年数までの範囲内であること。
- (3) リース期間満了後のリース物件は、事業対象者とリース事業者の2者の間又は転貸人を含む3者の間で再リースを行うか、リース事業者に返還されるかの

いずれかであること。

(4) リース契約を締結するリース事業者の議決権又は出資に占める事業対象者の割合が半数未満であること。

3 事業実施主体に転貸人を含む場合、対象となるリース契約はリース事業者と転貸人とのリース契約に限るものとする。

また、転貸人と事業対象者とのリース契約の内容のうち、リース物件、リース期間、リース料等の基本的事項については、リース事業者と転貸人とのリース契約の内容と同一であるものとする。

4 リース契約期間中にリース契約書の記載内容を変更した場合、事業実施主体は、別記様式第6号により、地方農政局長等に対してリース契約の変更を届けるものとする。

5 リース事業者は平成22年3月31日までにリース物件を当該事業対象者に納入するものとする。また、リース事業者は、リース物件の納入後速やかに借受証の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

6 補助金の申請額の上限は、1に基づき算定された額とする。この場合において、1のリース期間は、事業対象者がリース物件を借り受ける日からリース事業者に返納するまでの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。また、補助金申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

7 地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は別紙に基づき既に交付した補助金の全部若しくは一部についての返還を命ずることができるものとする。

(1) リース契約を解約又は解除したとき。

(2) 事業実施主体のいずれかが経営を中止したとき。

(3) リース物件が消滅又は消失したとき。

(4) 事業実施計画等、地方農政局長等に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

(5) 締結されたリース契約が、2に定められたリース契約の内容に合致しないことが明らかとなったとき。

(6) 4に定めるリース契約の変更の届出、第5の1に定める実施状況報告及び第6の1に定める評価報告を怠ったとき。

8 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の対象とすることは認めないこととする。

9 本事業により導入する施設は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に基づく生産緑地地区に設置するものとする。

10 既存の温室に内部施設のみを本事業を通じて導入する場合、原則として、既存の温室は、新たに導入する施設と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

11 推進事業については、補助率は定額とし、次に掲げるものを補助の対象とする。

(1) 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。

(2) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。

(3) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するための業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）を目的として、事業実施主体のうち転貸を行う者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。

(4) その他

「その他」とは、事業を実施するための設備の賃借料、通信運搬費、複写費、印刷製本費など、他の費目に該当しない経費とする。

ただし、次に掲げる経費にあつては、補助の対象としない。

ア 建物等施設の建設、不動産の取得に関する経費

イ 事業実施主体のうち転貸を行う者が本事業を実施するために臨時雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（退職金、ボーナスその他の各種手当。）

ウ 事業期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他本事業の実施に関連のない経費

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附則 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

別表1 園芸産地再生施設緊急リース事業の事業対象者

事業対象者	内 容
認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。
認定農業者に準ずる者	以下のいずれかに該当する者をいう。 <b>【野菜】</b> 野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成 13 年 11 月 16 日付け生産第 6379 号農林水産省生産局長通知）で規定している計画）に担い手と位置づけられた者。 <b>【果樹】</b> 果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林産省生産局長通知）で規定している計画）に担い手と位置づけられた者。
認定就農者	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年 2 月 15 日法律第 2 号）第 4 条第 4 項に規定する者をいう。
特定農業法人	基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する農業生産法人をいう。
特定農業団体	基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。
農業サービス事業体	主として農作業の受託を業務とする民間団体（民間企業、財団法人、社団法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）であって定款又は規約を有しているものに限る。
集落営農組織	特定農業団体及び委託を受けて農作業を行う組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限り、法人を除く。）をいう。
農業者の組織する団体	上記のいずれにも該当しないもののうち、認定農業者または認定農業者に準ずる者を構成員に含み、当該認定農業者または認定農業者に準ずる者が実際の作業に従事する組織であって、定款又は規約を有しているものをいう。

別表 2

## 園芸産地再生施設緊急リース事業の達成すべき目標一覧

対象施設	目標項目	達成すべき目標の基準
周年栽培 高温抑制 型温室	雇用の創出  販売金額の 増加	<p>少なくとも以下のいずれか1つを達成すること。</p> <p>①農業常雇※<sup>1</sup>を1名以上増加 (新たに農業参入する場合は、自らを1名としてよい)</p> <p>②事業対象者の農産物販売金額を1割以上増加 (新たに農業参入する場合は、地域における単位面積当たりの当該品目の平均販売金額の5割を基準として、販売金額を1割以上増加)</p>
先進的省 エネルギー 加温シ ステム	生産力の強 化	<p>少なくとも以下のいずれか1つを達成すること。</p> <p>①加温に係るランニングコストを1割以上削減 (新たに農業参入する場合は、該当品目の地域の平均的な加温に係るランニングコストを基準として、1割以上削減)</p> <p>②安定的なエネルギー源※<sup>2</sup>へ2割以上代替 (新たに農業参入する場合は、該当品目の地域の平均的な燃油使用量を基準として、2割以上代替)</p> <p>上記①と②に加え、目標項目の「雇用の創出」、「販売金額の増加」についても、追加的に目標設定することができるものとする。</p>

※1 農業常雇とは主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ7ヶ月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。ただし、主に農業以外の仕事のために雇った人は含まない。

※2 安定的なエネルギー源とは電気、木質バイオマス等、価格や供給量が近年安定して推移しているエネルギー源をいう。

別紙

補助金の交付の中止及び返還に関する取扱い

事 由	既に交付した補助金の取扱い
1. リース契約を解約又は解除したとき。	左欄の事由に該当することとなった日（以下、「解約日」という。）が、リース契約の開始日から4年間に満たない場合は、リース料助成金の全額の返還を求めることができる。 また、4年間以上の場合は、欄外の式により算出した額の返還を求めることができる。
2. 事業実施主体のいずれかが経営を中止したとき。	同上
3. リース物件が消滅又は消失したとき。	同上
4. 事業実施計画書等、地方農政局長等に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。	左欄の事由が不正な手段による補助金の受領に該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全額について、返還を求めることができる。
5. 締結されたリース契約が、第7の2に定められたリース契約の内容に合致しないことが明らかとなったとき。	同上
6. 第7の4に定めるリース契約の変更の届出、第5の1に定める実施状況報告及び第6の1に定める評価報告を怠ったとき。	同上

[式]

返還額＝交付済みの補助金

× ((リース契約書に定めたリース期間－解約日までのリース期間) / 法定耐用年数)

〇〇地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては、生産局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〔事業対象者〕  
住 所  
名 称  
代表者氏名 (印)

〔リース事業者〕  
住 所  
名 称  
代表者氏名 (印)

〔転貸人〕  
住 所  
名 称  
代表者氏名 (印)

平成21年度園芸産地再生施設緊急リース事業の事業実施計画の（変更）承認申請について

園芸産地再生施設緊急リース事業実施要領第4の1の（1）の規定に基づき、事業実施計画について別添のとおり作成したので、承認を申請する。  
なお、事業実施計画に関する担当者は下記のとおり。

記

【担当者】

〔事業対象者〕  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
e-mail アドレス

〔リース事業者〕  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
e-mail アドレス

〔転貸人〕  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
e-mail アドレス

注) 関係書類として、別添「園芸産地再生施設緊急リース事業実施計画」を添付すること。  
また、リース事業者の直近の会計年度の財務諸表を添付すること。

別添

園芸産地再生施設緊急リース事業実施計画

(事業実施年度：平成21年度)

[事業対象者]

住 所  
名 称  
代表者氏名

[リース事業者]

住 所  
名 称  
代表者氏名

[転貸人]

住 所  
名 称  
代表者氏名

1 事業の目的

--

(注) 事業対象者の営農に関する現状(栽培作物・面積)、現在抱えている課題、本事業により導入を希望する園芸施設の活用を踏まえた今後の展開方向について簡潔に記入すること。

2 事業費

取組内容	事業量 (対象施設の面積、台数)	事業に要する経費	負担区分			備考
			国庫補助金	自己資金	その他	
園芸施設リース事業 推進事業						
合計						

3 事業対象者の分類

認定農業者	認定農業者に準ずる者	認定就農者	特定農業法人	特定農業団体	農業サービス事業	集落営農組織	農業者の組織する団体

(注) 該当する事項に○を付すとともに、対象者であることを確認できる書類を添付すること。

4 リース物件等

(1) リース物件

- 周年栽培高温抑制型温室
  - 周年栽培高温抑制型温室のみ ( )
  - 周年栽培高温抑制型温室及び内部施設 ( )
  - 内部施設のみ（周年栽培高温抑制型温室を有している場合に限る。） ( )
- 先進的省エネルギー加温システム ( )

(注) 1 助成を申請するリース物件に○を付けること。

2 周年栽培高温抑制型温室をリースする場合又は当該温室を既に有している場合に内部施設のみを導入する場合、当該温室の設計図及び耐風強度若しくは耐雪強度を保証する製造会社等の証明書を添付すること。

※既存の温室を有し、当該温室に内部施設（先進的省エネルギー加温システムを含む）を導入する場合は以下について記載すること。

設置面積 (ha、a)	鋼材の種類 (鉄骨、パイプ)	設置年月

(注) 1 「鋼材の種類」には、主に用いられている鋼材の種類を記載すること。なお、鉄骨補強パイプハウスの場合はパイプと記載すること。

2 温室の内部及び外観を写した写真（3ヶ月以内に写したもの）を添付すること

(2) リース助成要望額総額 \_\_\_\_\_ 円

(3) リース契約の内容等

導入施設①	対象施設				
	対象作物				
	対象面積				
	製品・型式名、数量			(台、棟)	
	製造会社名				
リース期間(注1)	開始日～終了日(※1)		～		(年)
	リース借受日から〇年間(※2)	(年)			
リース物件取得予定価格(税抜き)	[①]				(円)
リース期間終了後の残価設定	[②]				(円)
リース料助成要望額(注2)	[③]				(円)
リース諸費用(金利・保険料等)	[④]				(円)
事業対象者負担リース料(税込み)	[①-②-③+④]				(円)

リース物件設置場所	〒□□□□-□□□□ 都道府県 区郡市 区町村
-----------	-------------------------

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。  
 2 リース料助成要望額（〔③〕）は、A、Bいずれか低い額とすること。  
 A：（〔①〕－〔②〕）×1/2以内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (円)  
 B：〔①〕×（リース期間/法定耐用年数）×1/2以内・・・・・・・・・・・・・・ (円)  
 3 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を添付すること。  
 4 複数の物件をリースする場合には、物件毎にそれぞれ記載すること。

5 周年栽培計画等（周年栽培高温抑制型温室導入の場合）

(1) 園芸施設の導入による周年栽培の計画

	導入施設	品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
現状(注1) (施設導入前)															
施設導入後															

- (注) 1 「現状」欄は周年栽培高温抑制型温室を既に有しており、栽培の周年化のための内部施設を導入する場合にのみ記載すること。  
 2 施設導入後の周年栽培計画においては、原則として、温室の未使用期間を2ヶ月未満とすること。（ただし、土壌消毒期間等、栽培に不可欠な処理等により温室を使用できない期間は未使用期間には含めない。）

(2) 成果目標

	現状 (平成20年度)	目標 (平成23年度)	増加数・増加率
農業常雇数			
販売金額			

- (注) 1 「農業常雇数」の現状、目標欄には年度末（3月31日）時点における常雇数を、「販売金額」の現状、目標欄には当該年度の農産物の総販売額を記載すること。  
 2 現状の農業常雇数、販売金額が確認できる書類を添付すること。

6 先進的省エネルギー加温システム導入計画（先進的省エネルギー加温システム導入の場合）

(1) 先進的省エネルギー加温システムの導入による作付・加温計画

	導入施設	品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
現状 (施設導入前)															
施設導入後															

(注) 1 作付・加温計画は、播種・定植から収穫終了までの栽培期間、加温期間、土壌消毒期間及び圃場準備期間等を区分して記載するものとする。

(2) 成果目標

(ア) 加温に係るランニングコストの低減率

構成農家氏名	現状（平成18～平成20年度の平均）					目標（平成23年度）					ランニングコスト低減率（%） （ $(\text{④}/\text{①}) - (\text{⑧}/\text{⑤})$ ） / $(\text{④}/\text{①}) \times 100$	
	加温栽培品目名	加温栽培面積（a） ①	燃油費（円） ②	電気代（円） ③	加温に係るランニングコスト（円） ④ = $(\text{②} + \text{③})$	加温栽培品目名	加温栽培面積（a） ⑤	燃油費（円） ⑥	電気代又は木質バイオマス代（円） ⑦	加温に係るランニングコスト（円） ⑧ = $(\text{⑥} + \text{⑦})$		
合計												

(注) 1 目標のランニングコストは、現状のランニングコストよりも合計が1割以上低減されているものとする。

2 現状の燃油費・電気代は、基本的に平成18～平成20年度の加温期間の平均値（但し、新規参入等、現状値を算出できない場合は、該当品目の地域の平均的な加温に係るランニングコストを基準として利用することができる）とし、確認できる書類を添付すること。

(イ) 安定的なエネルギー源への代替率

構成農家氏名	現状（平成18～20年度の平均）			目標（平成23年度）			エネルギー源代替率（%） （ $\frac{(2)/(1) - (4)/(3)}{(2)/(1)} \times 100$ ）
	加温栽培品目	加温栽培面積 (a) ①	燃油使用量（リットル）②	加温栽培品目	加温栽培面積 (a) ③	燃油使用量（リットル）④	
合計							

(注) 1 目標の安定的なエネルギー源への代替率は、電気や木質バイオマス等の他の熱源に代替することにより、燃油使用量を現状に比べて2割以上削減させているものとする。

2 現状の燃油使用量は、基本的に平成18～平成20年度の加温期間の平均値（但し、新規参入等、現状値を算出できない場合は、該当品目の地域の平均的な燃油使用量を基準として利用できるものとする。）とし、確認できる書類を添付すること。

(ウ) 農業常雇、販売金額の増

	現状 (平成20年度)	目標 (平成23年度)	増加数・増加率
農業常雇数			
販売金額			

(注) 1 「農業常雇数」の現状、目標欄には年度末（3月31日）時点における常雇数を、「販売金額」の現状、目標欄には当該年度の農産物の総販売額を記載すること。

2 現状の農業常雇数、販売金額が確認できる書類を添付すること。

3 本表は、先進的省エネルギー加温システムの導入によりコストを削減して、農業常雇数や販売金額の増に結びつける場合、その目標を記載する。但し、先進的省エネルギー加温システムの導入の場合、本目標は必須ではない。

〇〇地方農政局長 殿  
 (北海道にあつては、生産局長  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

[事業対象者]  
 住 所  
 名 称  
 代表者氏名 (印)

[リース事業者]  
 住 所  
 名 称  
 代表者氏名 (印)

( [転貸人]  
 住 所  
 名 称  
 代表者氏名 (印) )

平成21年度園芸産地再生施設緊急リース事業の交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付前に着手することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		円			

〇〇地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては、生産局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〔事業対象者〕  
名 称  
代表者氏名 (印)

〔リース事業者〕  
名 称  
代表者氏名 (印)

〔転貸人〕  
名 称  
代表者氏名 (印)〕

平成21年度園芸産地再生施設緊急リース事業の実施状況報告書について

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、別添「平成21年度園芸産地再生施設緊急リース事業実施状況報告書」を添付すること。





合計												
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1：「目標設定時」及び「目標」の欄には、事業計画実施時に設定した値を記載すること。

注2：事業実施状況報告年度を○で囲むこととし、該当年の燃油費や電気代等が確認できる書類を添付すること。

(イ) 安定的なエネルギー源への代替率

構成農家氏名	目標設定時（平成18年～平成20年度の平均） （注1）			目標（平成23年度）	平成22年度・23年度 （注2）			エネルギー源 代替率（%） （(2)/(1)） － (4/ (3)） / (2/ 1) × 100
	加温栽培品目	加温栽培面積 (a) ①	燃油使用量 (リットル) ②	エネルギー源代替率	加温栽培品目	加温栽培面積 (a) ③	燃油使用量 (リットル) ④	
合計								

注1：「目標設定時」及び「目標」の欄には、事業計画実施時に設定した値を記載すること。

注2：事業実施状況報告年度を○で囲むこととし、該当年の燃油使用量が確認できる書類を添付すること。

(ウ) 農業常雇、販売金額の増

	目標設定時 (平成20年度)	目標 (平成23年度)	1年目 (平成22年度)	2年目 (平成23年度)	増加数・増加率
農業常雇数					
販売金額					

(注) 1 「農業常雇数」欄には当該年度末（3月31日）時点における常雇数を、「販売金額」欄には当該年度の農産物の総販売額を記載すること。

2 事業実施状況報告年度の雇用状況、販売金額が確認できる書類を添付すること。

〇〇地方農政局長 殿  
 (北海道にあつては、生産局長  
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

[事業対象者]  
 名 称  
 代表者氏名 (印)

[リース事業者]  
 名 称  
 代表者氏名 (印)

( [転貸人]  
 名 称  
 代表者氏名 (印) )

平成21年度園芸産地再生施設緊急リース事業の評価報告

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）第9の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

第1 事業の成果目標

目標項目	目標
農業常雇の増加数	名増加
販売額の増加率	割増加
加温に係るランニングコストの低減率	割低減
安定的エネルギー源への代替率	割代替

第2 事業の成果

1 リース物件を活用した具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の達成状況	農業常雇の増加数	名増加
	販売額の増加率	割増加
	加温に係るランニングコストの低減率	割低減
	安定的エネルギー源への代替率	割代替
事業実施による効果		
事業計画の妥当性	(理由)	
適正な事業の執行	(理由)	

- (注) 1 「事業実施による効果」の欄については、成果目標以外で特筆すべき効果が見られた場合に記載すること。  
 2 「事業計画の妥当性」の欄については、事業計画が妥当な場合は1を、計画が不適切な場合は0を記入すること。また、その理由について記入すること。  
 3 「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。



〇〇地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては、生産局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〔事業対象者〕  
名 称  
代表者氏名 (印)

〔リース事業者〕  
名 称  
代表者氏名 (印)

〔転貸人〕  
名 称  
代表者氏名 (印)

平成21年度園芸産地再生施設緊急リース事業の改善計画について

平成21年度園芸産地再生施設緊急リース事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 導入した園芸施設の利用状況

4 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること)

〇〇地方農政局長 殿  
〔北海道にあつては、生産局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〔事業対象者〕  
名 称  
代表者氏名 (印)

〔リース事業者〕  
名 称  
代表者氏名 (印)

〔転貸人〕  
名 称  
代表者氏名 (印)

平成21年度園芸産地再生施設緊急リース事業に係るリース契約変更届

平成〇年〇月〇日付けで締結した園芸産地再生施設緊急リース事業に係るリース契約書の記載内容を下記のとおり変更したので、園芸産地再生施設緊急リース事業実施要領第7の4の規定により届け出ます。

記

1. 変更理由：
2. 変更年月日：平成〇年〇月〇日

3. 変更箇所・内容

変更前	変更後
(変更箇所)	

(注) 別添として、変更後のリース契約書の写しを添付すること。